

令和8年度 八代市人権政策課会計年度任用職員 (青少年相談員(短時間))募集要項

八代市市民環境部 人権政策課青少年室
〒869-4703 八代市千丁町新牟田 1502-1
Tel (0965) 30-1701

受付期間 令和8年1月20日(火)～令和8年1月30日(金)(当日消印有効)

面接日 令和8年2月14日(土)

1. 受験資格・任用予定人員等

職種	青少年相談員(短時間)	
任用 予定人員	1名程度	
業務内容	・ 青少年相談への対応(電話・面談等) ・ 青少年街頭指導に関する業務 ・ 青少年健全育成に関する資料の収集、作成及び集計 ・ 青少年健全育成講座等の講師 など	
受験資格 (①～③必須)	①	教員免許を有し、実務経験が10年以上ある人 又は 公的機関での実務経験が10年以上ある人 又は 相談業務に関連する資格(心理関係、法律関係、医療関係、福祉関係など)を有し、 その資格に基づく実務経験が5年以上ある人
	②	普通自動車運転免許を有し、自動車の運転が可能な人
	③	パソコンでの文書作成、集計ができる人

【欠格事項】

地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 八代市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の受験希望者の皆さんへ

外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ採用できません。

その他

- ・ 年齢制限はありません。

2. 選考方法

種別	方法	内容
書類審査	申込書による書類審査	志望動機、自己 PR、資格・免許、経歴など
面接試験	個別面接（20分程度）	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

3. 試験及び合格者発表の日時・場所

区分	日時	場所	備考
面接試験	令和8年2月14日（土） 午前9時以降	市役所本庁舎 3階 303会議室	面接時間は後日文書にてお知らせします。
合格者発表	令和8年2月18日（水） 午後1時以降	市ホームページ	合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

【注意事項】

- ① 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、面接会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。
- ② 合否について、電話ではお答えできません。
- ③ 試験には基準点（70点）を設けています。基準点に満たない場合は、総合順位に関わらず、不合格となります。

4. 結果の開示について

この選考の結果については、受験者本人の申出に限り開示します。
開示内容については下記のとおりです。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所及び時間	手続等
受験者本人	試験の順位及び得点	合格発表の日から2週間	八代市人権政策課 午前8時30分～ 午後5時15分 （土・日・祝日は受付できません）	受験者本人が受験票を持参の上、直接開示場所へおいで下さい。電話・はがき等による請求はできませんのでご注意ください。

5. 受験申込手続き

申込書の入手方法	八代市ホームページからの印刷	申込書（A4 サイズ）※<u>縮小や拡大をせずに</u> 1 枚の紙に両面印刷すること。 受験票（A4 サイズ）※<u>縮小や拡大をせずに</u> 1 枚の紙に印刷すること。
	市の機関での入手	人権政策課（千丁支所 3 階）
	郵送による請求	封筒のおもてに「会計年度任用職員（青少年相談員（短時間））申込書請求」と朱書し、裏に請求者の住所・氏名を明記し、140 円切手を貼った郵便番号・あて先明記の返信用封筒（角型 2 号の大きさ）を同封して「八代市人権政策課」あてに請求してください。
申込方法	提出書類	① 申込書 ② 受験票 ③ 資格等を証明する書類の写し ④ 受験票返信用封筒（長形 3 号の大きさ） 〈注意事項〉 1 申込書（両面）、受験票の必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 2 写真（縦 4 cm × 横 3 cm）を申込書の写真欄に貼ってください。 3 受験票返信用封筒に申込者の郵便番号、あて先（「様」を記入のこと）を記入し、110 円切手を貼ってください。
	申込先	〒869-4703 八代市千丁町新牟田 1502-1 千丁支所 3 階 八代市 人権政策課 青少年室 〈注意事項〉 ○持参の場合 千丁支所 3 階人権政策課へお越しください。 ※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ○郵送の場合 1 簡易書留又は特定記録で郵送してください。 2 発送の控えは、受験票が届くまで保管してください。 3 簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。 4 上記の提出書類①～④以外のものは同封しないこと。 5 封筒のおもてに「会計年度任用職員申込」と朱書すること。 6 消印が受付期間を過ぎた場合は、受付できません。
受験票の交付		受験票は後日返送します。申込書を持参された場合も同様です。 令和 8 年 2 月 9 日（月）を過ぎても受験票が届かない場合は、人権政策課 青少年室まで連絡し指示を受けてください。（連絡の時間帯等は上記「注意事項」の受付時間を参照） 試験日には、受験票を試験会場に持参してください。
申込書類の取扱い		提出いただいた書類は、選考以外には使用いたしません。 選考の結果不合格となった方の書類については、適切に破棄いたします。

6. 受験にあたっての注意事項

- (1) 面接中、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等）は、電源を切っていただくため一切使用できません。
- (2) 面接は、指定された時刻にお越しください。遅れた場合は、面接ができない場合があります。
- (3) 受験資格に定める資格免許取得見込みの場合は、後日提出していただきます。

7. 合格から採用まで

- (1) 採用は、令和8年4月1日の予定です。
- (2) 受験資格に定める資格免許取得見込みで受験し合格した人で、該当資格免許取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。
- (3) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (4) 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8. 勤務条件等

任用期間	採用日 ～ 令和9年3月31日（予定）まで
再度任用の有無	有 再度任用：次年度に、能力の実証を経て改めて任用されること
再度任用の基準	能力の実証の結果や任期満了時の業務量により判断します。
再度任用の上限	有（選考によらない再度任用は2回まで）
勤務地	八代市千丁支所3階 人権政策課内（八代市千丁町新牟田 1502-1）
業務内容	・ 青少年相談への対応（電話・面談等） ・ 青少年街頭指導に関する業務 ・ 青少年健全育成に関する資料の収集、作成及び集計 ・ 青少年健全育成講座等の講師 など
報酬（月額）	83,819円 このほか通勤距離に応じて通勤費相当額（上限あり）が支給されます。 ただし、扶養手当、住宅手当等は支給されません。 また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険は適用されません。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	月曜日から金曜日のうち週2日、1日7時間（週14時間） 午前9時～午後5時 ただし業務の都合上、所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
休暇	年次休暇ほか
服務	会計年度任用職員（パートタイム）は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規程（地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。）が適用されます。